

佐 本 備 二 発 第 2 9 6 号
令 和 4 年 9 月 2 1 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	5年(令和10年3月31日まで)
有 効	令和10年3月31日まで
緊急事態対応関係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

**「佐賀県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」の改正
について(通達)**

新型インフルエンザ等の発生時における必要な業務継続については、「佐賀県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の改定について（通達）」（令和2年12月14日付け佐本備二発第286号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、別添のとおり「佐賀県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を改正したので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

令和 4 年 9 月 21 日

佐賀県警察新型インフルエンザ等対応
業務継続計画

佐 賀 県 警 察

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 実施方針等	1
第3節 被害想定	2
第2章 実施体制	2
第1節 未発生期における体制	2
第2節 国外発生期における体制	2
第3節 国内発生早期における体制	3
第4節 国内感染期における体制	3
第5節 知事部局等関係機関との連携	3
第3章 発生時継続業務等	3
第1節 業務継続の基本方針	3
第2節 強化・拡充業務	3
第3節 一般継続業務	4
第4節 縮小・中断業務	5
第4章 業務継続のための執務体制の確立	5
第1節 新型インフルエンザ等発生時の執務体制	5
第2節 人員計画	6
第3節 職員等の感染状況の把握	8
第5章 業務継続のための執務環境の整備	8
第1節 物資等の確保	8
第2節 情報通信の確保	8
第3節 医療体制の確保	9
第6章 感染防止の徹底	9
第1節 個人及び家庭での感染予防	9
第2節 職場における感染拡大防止策	10
第3節 発症者等への対応	10
第4節 来庁者への対応	11
第7章 業務継続計画の発動等	11
第1節 業務継続計画の発動	11
第2節 状況に応じた対応	12
第3節 通常体制への復帰	12
第8章 業務継続計画の維持・管理等	12
第1節 公表・周知	12
第2節 教育・訓練	12
第3節 点検・改善	12

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウィルスの抗原性が大きく異なる新型のウィルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していないため、発生時においては、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これら新型インフルエンザ等が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、佐賀県警察では、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」が定められたことに伴い、「佐賀県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県警行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等の発生時においては、県警行動計画等に基づき、関係機関が一体となって行う取組みに積極的に参加して新型インフルエンザ等対策を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることが想定されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておくことが必要である。

この計画は、新型インフルエンザ等の発生時においても、限られた人員の中で、佐賀県警察がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、その実施体制や発生時における継続業務等を定めるものである。

第 2 節 実施方針等

この計画の実施に当たっては、各所属が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を期するとともに、知事部局等関係機関と積極的に連携し、的確に業務を推進するよう努める。

また、時機を逸することなく佐賀県公安委員会にこの計画の実施状況について報告し、所要の指導等を受けるとともに、佐賀県公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

第3節 被害想定

この計画は、政府の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」で示された被害想定（表1参照）に基づき策定する。

ただし、新型インフルエンザ等の流行の規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

表1 人的被害等想定

	人的被害等想定
発症率	全人口の25%がり患
医療機関の受診者	約1,300～2,500万人
死亡者	○ 中等度（アジアインフルエンザレベル） 上限約17万人（致死率0.53%） ○ 重度（スペインインフルエンザレベル） 上限約64万人（致死率2.0%）
流行状況	○ 各地域ごとの流行期間は約8週間 （ピークは約2週間） ○ り患者は1週間から10日間程度り患
欠勤率	ピーク時にり患して欠勤する職員の割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、り患した家族の看病等も含めると、職員の最大40%程度が欠勤

第2章 実施体制

第1節 未発生期における体制

未発生期には、佐賀県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱により設置された佐賀県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「対策委員会」という。）において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各種対策を推進するとともに、必要に応じて、この計画の見直しを検討する。

第2節 国外発生期における体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、県警行動計画で定めるところにより、連絡室又は対策本部を設置し、国内発生に備えた準備を行う。

第3節 国内発生早期における体制

国内発生早期（国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態をいう。以下同じ。）において、対策本部が中心となり、この計画で定められた事項を実施する。

第4節 国内感染期における体制

国内感染期（国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。以下同じ。）において、国内発生早期に引き続き、対策本部において警察庁等との連携を図り、事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、この計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

第5節 知事部局等関係機関との連携

新型インフルエンザ等が発生した場合には、警察庁の指示、指導等を受けるとともに、知事部局等関係機関との連携を強化して、必要な業務を推進する。

第3章 発生時継続業務等

第1節 業務継続の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時（以下、特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においてもその機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保のために縮小し、又は中断することが適当でない業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小し、又は中断する。

第2節 強化・拡充業務

県警行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加するもの及び新型インフルエンザ等の発生に伴い緊急に対応する必要性があるものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、県警行動計画において、国内発生早期又は国内感染期に実施することとされている次の事項とする（県警行動計画第4章第1節及び第5章第1節参照）。

- 国内発生早期
 - ・ 実施体制の確立
 - ・ 感染対策
 - ・ 水際対策の支援
 - ・ 医療活動の支援
 - ・ 社会秩序の維持
 - ・ 緊急事態措置に対する支援等
 - ・ 重点的感染拡大防止策の支援
- 国内感染期
 - ・ 実施体制の確立
 - ・ 感染対策
 - ・ 水際対策の支援
 - ・ 医療活動の支援
 - ・ 多数死体取扱いに当たっての措置
 - ・ 社会秩序の維持
 - ・ 緊急事態措置に対する支援等

第3節 一般継続業務

第1 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安や国民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別表「業務仕分け」のとおりとする。

第2 一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の2点について留意する。

- 一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは 縮小し、又は中断する。
- 業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員で短時間で効率的に実施できるよう工夫する。

第4節 縮小・中断業務

第1 縮小・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

主な縮小・中断業務は、別表「業務仕分け」のとおりとする。

第2 縮小・中断業務についての留意事項

縮小・中断業務であっても緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応する。

第4章 業務継続のための執務体制の確立

第1節 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

第1 業務継続実施責任者

各所属に業務継続実施責任者を置き、所属長をもって充てる。業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、この計画に定められた業務を行う。

第2 指揮命令系統の明確化

1 所属長の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である所属長の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等の発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講じる。

2 所属長がり患した場合の対応

(1) 代理者の指定

所属長が新型インフルエンザ等により患するなどにより出勤が困難となった場合には、当該所属長に代わり得る者を指定し、対応する。

(2) 電話等による報告

代理者が対応した場合には、必要に応じて、電話・FAX等により所属長に報告する。

第3 感染防止従事責任者

各所属に感染防止従事責任者を置き、本部においては次席(副所長、副隊長及び副校長を含む。)、警察署においては副署長をもって充てる。

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

第2節 人員計画

第1 人員計画の作成等

業務継続実施責任者は、別表「業務仕分け」に基づき、あらかじめ所属単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成する。

人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で配分する。この際に業務継続実施責任者は、次の2点に留意する。

○ 専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておく。

○ 家族の看病等により出勤が困難になる可能性がある者を把握する。

また、業務継続実施責任者は、第3に掲げる感染リスクを軽減するための勤務体制を検討するものとする。

業務継続実施責任者は、人員計画を作成した際は、当該計画を警備第二課に送付する。人員計画を変更した場合も同様とする。

第2 人員計画の運用

1 未発生期

業務継続実施責任者は、所属単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握する。

業務継続実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、教育・訓練を実施する。

2 国外発生期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討する。

3 国内発生早期

業務継続実施責任者は、対策本部の決定を経て、直ちに人員計画に定められた体制に移行する。

業務継続実施責任者は、必要に応じて、対策本部の協力を得て、職員の相互の調整を行う。

この場合においては、強化・拡充業務が確実に実施できるよう、各所属における強化・拡充業務の業務量を優先的に考慮するとともに、

各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後に担当すべき業務を指示する。

4 国内感染期

業務継続実施責任者は、国内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行い、その結果を対策本部に通知する。

5 留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生早期又は国内感染期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう留意する。

第3 感染リスクを軽減する勤務体制

1 出勤方法

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その発生状況等を勘案し、時差出勤が必要と認められる職員については、勤務時間等を別に定めて時差出勤をさせるなど、通勤途上における感染リスクを減らすための措置を講じる。

2 勤務形態

業務継続実施責任者は、職場で新型インフルエンザ様症状を有する者（以下「発症者」という。）が出た際に濃厚接触者の数を減少させるため、必要に応じ、所属内において班を編制し、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務の導入等も検討する。

3 勤務環境

感染防止従事責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員にマスクを着用させるなど、感染拡大防止措置を講じる。

4 対策本部要員の勤務

原則として、各執務室において強化・拡充業務を行うものとする。ただし、対策本部長は、庁舎内における新型インフルエンザ等の発

生状況等を考慮して必要と認められる場合には、対策本部要員のうち必要な要員を招集し、対策本部において強化・拡充業務を行わせる。

第3節 職員等の感染状況の把握

新型インフルエンザ等の発生時には、職員等の新型インフルエンザ等感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

- 新型インフルエンザ等の発生が確認された以降、職員等は、出勤前、自宅で検温し、発熱がみられないことを確認する。
インフルエンザ様症状がある場合は、新型インフルエンザ等コールセンター、保健福祉事務所等に設置された相談窓口（以下「コールセンター等」という。）に連絡を入れ、相談する。
- 職員等が、コールセンター等において、帰国者・接触者外来、指定医療機関等（以下「帰国者・接触者外来等」という。）での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに所属の感染防止従事責任者に報告する。
- 感染防止従事責任者は、職員からの報告を受けたときは、当該職員に対し、休暇の取得などを指導するとともに、速やかに対策本部に報告する。

第5章 業務継続のための執務環境の整備

第1節 物資等の確保

第1 備蓄食料の管理

会計課は、新型インフルエンザ等の発生時において食料が入手困難となる場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図る。

第2 感染防護資機材・消耗品等の確保

施設装備課は、感染防護資機材の適正管理に努めるとともに、関係所属は会計課と相互に調整を図り、業務継続に必要な消耗品等の確保に努める。

第2節 情報通信の確保

第1 通信の確保

情報通信部は、各種事案発生時において、迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、対策本部の立ち上げや各所属等との連絡調整等を行う担当職員の代替職員を複数人指名する。また、関係事業者等との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知しておくなど、担当職

員の不在の場合においても迅速な対応ができる体制の確保を図る。

第2 情報システムの維持

情報管理課は、各種情報システムを適切に運用するため、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図る。

第3節 医療体制の確保

厚生課は、職場に発症者が出た場合に備え、コールセンター等の設置状況を確認し、職員等へ周知する。

第6章 感染防止の徹底

第1節 個人及び家庭での感染予防

第1 基本的な感染防止対策

感染症の種類により必要な対策は異なるが、職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

- 咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底する。
- 外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所、いわゆる「3つの密」が揃う場所は利用しない。やむを得ずに入るときにはマスク（不織布製）を着用するよう努める。
- マスクについてはいつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用するとともに、症状がみられない場合も周囲の状況に応じ着用する。
- ソーシャルディスタンスを保持する。
（できるだけ2メートル（最低1メートル））

第2 感染予防の周知徹底

厚生課は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配付するなどにより、職員等に対する周知を徹底する。

第3 マスク等の配布

厚生課、施設装備課は、職員等の新型インフルエンザ等感染予防のため、警察共済組合等と連携して必要なマスク等を配布するよう努める。

第2節 職場における感染拡大防止策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置をとる。

- 職員は、出勤前に検温し、発熱等のインフルエンザ様症状がみられた場合、いかなる理由があっても出勤しないものとする。
- 症状がみられた職員が安心して休暇を取得できる体制を整える。
- 庁舎入口等に設置する消毒剤により、必ず手指消毒を実施する。
- 庁舎入口においてマスク着用を促す。
- 職場における手洗い、うがいを励行し、咳エチケットを徹底する。
- 消毒に必要な消毒剤等を配備しておく。
- 机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。
- 食事時間に時差を設ける。
- 対面による会議を極力避ける。

第3節 発症者等への対応

第1 発症者が出た場合の措置

職場内に発症者が出た場合の措置は、次のとおりとする。

- 感染防止従事責任者は、発症者が出た旨を、速やかに対策本部に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。
- 発症者の対応に当たる職員については、感染防護資機材を着用させる。
- 発症者を会議室等に移動させ、コールセンター等の指示に従い、帰国者・接触者外来等へ搬送するほか、必要に応じて、同医療機関において診療を受けさせる。
- 消毒剤等を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。
- 発症者と濃厚接触した職員については、コールセンター等の指示に従い対応する。
- 発症者及び濃厚接触した職員に対する自宅待機措置を幅広く検討する。
- 自宅待機措置の対象とならなかった職員についても、後に症状が現れる場合があることを念頭に、日々の健康観察を徹底すること。

第2 職員の発症等に関する休暇の取扱い

1 インフルエンザ様の症状を呈する場合

病気休暇又は年次休暇等を取得する。

2 濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合

特別休暇を取得する。

3 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤ができない場合

年次休暇等を取得する。

4 休暇取得の指導

感染防止従事責任者は、1又は2に該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう、指導する。

第4節 来庁者への対応

第1 入庁管理

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、来庁者に対し庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促すとともに、来庁者に発熱等の症状を確認するなどにより、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

第2 庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎の利用制限を行い、県民ホール等を来庁者との面談場所に指定するなど、庁舎内における感染の拡大防止に努める。

第3 事業者への要請

庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第7章 業務継続計画の発動等

第1節 業務継続計画の発動

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期を宣言した場合に、佐賀県内における流行状況等を考慮の上、対策委員会を開催し、発動を決定する。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小し、又は中断し、感染リスクを軽減していく。

第2節 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、この計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、対策本部と必要な調整を行う。

第3節 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合に、対策委員会を開催して通常体制への復帰を決定する。

小康期に入った後も、流行の第二波、第三波が来る可能性があることから、状況に応じ、感染防止策を継続する。

第8章 業務継続計画の維持・管理等

第1節 公表・周知

この計画は公表する。また、佐賀県警察のホームページに掲載するなどにより、この計画について県民の理解を求めることとする。

第2節 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知するとともに、定期的に教育・訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合の対応や職場内に発症者が出た場合の対応等について業務継続計画を確認し、改善点等の課題を分析する。

第3節 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、県警行動計画が改正された場合、訓練等を通じてこの計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行う。

業 務 の 仕 分 け

【警務部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	公安委員会関連業務
	関係機関等との連絡・調整
	庶務関連業務
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	犯罪被害者支援及び犯罪被害者等給付金等関連業務
	個人情報の保護及び情報公開
	警察相談関連業務
	当直体制の確認・確保
	組織及び定員関係業務
	職員の人事関連業務
	職員の勤務制度関連業務
	給与関連業務
	退職手当関連業務
	災害補償関連業務
	監察関連業務(非違事案の調査、処分等に限る。)
	留置管理業務
	予算、決算及び会計
	遺失・拾得関連業務
	警察装備関連業務
	健康管理その他保険関連業務
	情報管理システムの管理、運用等関連業務
	情報セキュリティインシデント関連業務
	照会センター関連業務
	電話交換関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	被疑者取調べ監督関連業務
	庁舎見学関連業務
	警察音楽隊の派遣・訓練
	各種統計業務
	各種教養・研修・訓練等
	職員の採用関連業務
	人事評価関連業務
	所管行政に関する調査・企画、国際関係事務の総合調整業務
	公文書の審査業務
	機関誌編集業務
	政策評価関連業務
	監察関連業務（非違事案の調査、処分等を除く。）
	訴務対応
	警察表彰関連業務
	福利厚生関連業務
	情報システム整備関連業務
	技術支援関連業務

業 務 の 仕 分 け

【生活安全部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	関係機関等との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穏に関する業務
	犯罪の予防一般
	許認可関連業務
	酩酊者、家出人、迷子その他応急の救護を要する者の保護
	児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護
	警察通信指令関連業務
	地域警察官の行う街頭活動関連業務
	警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用関連業務
	水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助関連業務
	インターネット上の違法情報、有害情報関連業務
	ストーカー行為等の規制等に関する法律関連業務
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関連業務
	生活安全関連法令違反事犯の取締り
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	生活安全関係法令の調査・研究
	生活安全関係資料の調査、収集及び管理

業 務 の 仕 分 け

【刑事部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	関係機関等との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	暴力団対策
	薬物銃器事犯の取締り
	国際犯罪、凶悪犯罪、窃盗犯罪、知能犯罪、選挙犯罪等各種犯罪の捜査
	検視業務
	手配共助業務
	海外渡航証明業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	公判対応
	福利厚生関連業務
	刑事関係資料の調査、収集及び管理
	刑事関係法令の調査・研究

業 務 の 仕 分 け

【交通部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	関係機関等との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	交通規制の実施に関する業務
	交通情報に関する業務
	交通指導取締りに関する業務
	交通事故事件捜査に関する業務
	運転免許関連業務（聴聞・教習業務を除く。）
	許可関連業務
	各種統計業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	情報公開及び個人情報の保護
	専科教養・研修・訓練等
	訴務対応
	福利厚生関連業務
	交通関係法令の調査・研究
	刊行物等の資料作成・管理
	交通安全教育
	交通安全関係団体等に対する指導等

業 務 の 仕 分 け

【警備部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	関係機関等との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	警備情報関連業務
	警備犯罪の取締り
	不法入国、不法滞在事犯関連業務
	テロ等未然防止のための警備諸対策
	大規模災害等緊急事態対処業務
	警備実施、警衛・警護
	警察用航空機の運用関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	情報公開及び個人情報の保護
	専科教養・研修・訓練等
	訴務対応
	福利厚生関連業務
	警備関係法令の調査・研究
	刊行物等の資料作成・管理

業 務 の 仕 分 け

【情報通信部】

	主 な 業 務 内 容
一 般 継 続 業 務	県警察、関係機関等との連絡・調整
	通信調整業務
	管理換え業務
	機動警察通信隊の運用
	警備、捜査等の通信運用の実施等
	警察通信施設の重要障害への対応
	県警察に対する技術支援業務
	サイバーテロに係る緊急対応・予兆把握関連業務
	情報通信システムの運用・管理に係る業務
	庶務関連業務
縮 小 ・ 中 断 業 務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	福利厚生関連業務
	定例的な通信運用業務の指導等
	情報システム整備関連業務
	通信施設整備関連業務
	サイバーテロに係る平時の情報の収集、分析及び重要インフラ事業者等との一般的な情報交換等の実施